

ベトナム進出企業のための会計・税務

～これだけは知っておきたい

ベトナムの会計・税務の実務ポイント～

中井・Tâm国際会計事務所

代表・税理士 中 井 孝

2016年7月11日

目次

I、ベトナムへの進出

- 1、進出先の決定
- 2、進出先決定から工場建設まで
- 3、工場建設から操業開始まで

II、ベトナムの会計

- 1、ベトナムの会計システム
- 2、会計帳簿の特徴
- 3、具体的な会計制度

III、ベトナムの税制・諸制度

- 1、税体系
- 2、個人所得税
- 3、法人税
- 4、付加価値税
- 5、外国契約者税
- 6、輸出入関税
- 7、営業許可税
- 8、社会保険制度
- 9、労務関係諸規則

IV、その他注意すべきベトナム税制

- 1、VATにおけるインボイス制度
- 2、国際間の給与課税
- 3、移転価格税制
- 4、進出形態別税務
- 5、ベトナムの税務調査

I、ベトナムへの進出

1、進出先の決定

- ①ベトナムの南部、中部、北部のどの地域にするか。
- ②工業団地か団地外か。
- ③独資か合弁か。
- ④自社工場建設、レンタル工場、委託生産等、
どの方法によるか。

2、進出先決定から工場建設まで

- ①進出先の決定と仮契約
- ②法人設立(投資許可申請)
- ③税コード取得、社印取得(警察)、新聞広告
- ④土地あるいは賃貸工場の本契約
- ⑤銀行口座開設(資本金の振込)、税務登録
- ⑥営業許可税の払込(毎年)
- ⑦工場建設業者選定、環境アセスメント、
消防許可、建設許可の取得
- ⑧工場建設着工

3、工場建設から操業開始まで

- ①事務職採用、就業規則、給与台帳作成
- ②電気・水道・電話・インターネット接続手続き
- ③ワーカーの採用、社会保険・健康保険の登録
- ④機械設備の輸入許可申請
- ⑤土地使用権証明書取得
- ⑥工場完成後の建築確認と建設許可の関係機関への報告

- ⑦建築物の登録(登録税払込み)と建築物登録
証書の取得
- ⑧機械設備・原材料の搬入と据付、その他備品
の購入

ベトナム進出時に作成した書類は、後日必ず必要になります。大切に整理保存しておいて下さい。